

アイヌ民族運動の変貌

—北海道アイヌ協会の現状をめぐる覚書—

大黒 正伸

Some Changes in the Social Movement of the Ainu People
A Note on the Present State of *the Ainu Association of Hokkaido*

OGURO Masanobu

1. はじめに

筆者は、2013年8月26日から30日まで北海道に滞在し、札幌の北海道アイヌ協会（以下、協会と略記する）本部と同協会様似支部および浦河支部を訪問した。私費での旅行であるが、目的は将来の調査研究の準備である。予備調査と言えるような活動は行っていないが、過去の調査でお世話になった方々との旧交を温めるだけでなく、多少の資料収集と協会の現状についての聴取もできた。

筆者がアイヌ民族研究を発表したのは、世紀の変わり目を挟んだ1993年から2001年にかけてのことであり（松本・大黒 1998）（松本・江川 2001）、その元となった調査は1992年から1998年にかけて実施された。それからすでに20年ほどの時間が経過している。その間、アイヌの人々をめぐる状況は大きく変わってきた。筆者が松本和良創価大学教授（当時）の指導で協会の地方支部の調査に参加した時期は、協会（当時は北海道ウタリ協会）が全道をあげて「アイヌ新法」制定の請願運動を展開していた時期であった。それ以

前にも、協会は先住民族 (indigenous peoples) の権利回復をめぐる国際的な運動に参加するようになっていた。野村義一理事長 (当時) は国連で演説し、アイヌ民族の現状と先住民族としての権利回復を訴えた。筆者がアイヌ研究に参加したのは、そうしたかなり「盛り上がっている」時代だった。

国際社会で各国の先住民族が活発に活動を始めたのは、1980年代からだった。いまや、先住民族をめぐる状況と彼らの運動は、実に多様な姿を見せている。そうしたなか、国際連合の人権協議機関は、2007年9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択した。1980年代から、協会本部もまた、国際法と国際世論など海外の動きをテコにして、日本政府に対する働きかけを続けている。当初の焦点は2つあった。ひとつは国連関係で、「国際先住民年」(1993) および「国際先住民の十年」(1994-2003) と「先住民族の権利宣言」(2007)。もうひとつは国内で、「アイヌ新法」の制定。「アイヌ新法」は当初の「協会案」の一部が「アイヌ文化振興法」(1997) (後述) となり、「アイヌ文化振興・研究推進機構」という団体もできた。

アイヌ民族をめぐる状況の変化とともに、この10年余りでアイヌ研究の世界もまた大きな進展があった。特筆すべきは、北海道大学に「アイヌ・先住民研究センター」が2007年に創設されたことである。同センターは、アイヌ民族の全道実態調査、各分野の研究者を集めたシンポジウム、そして「叢書」の刊行など活発な研究活動を続けている。2010年に刊行された『アイヌ研究の現在と未来』と題された編著は、そうした活動の一応の集大成である。そこにおいては、歴史学、考古学、形質人類学、法律学・政治学、文化人類学、言語学 (以上は掲載順) といった総合的なアプローチによる大規模な構成になっている。ただ、そこには社会学者の姿が見えない。今回の筆者の北海道訪問には、アイヌ研究における社会学の役割について確認したいという動機が含まれている。

結論を先まわって述べるなら、重要な分野で、かつ広範な範囲にわたって社会学の果たすべき役割が残されている。詳細は後に述べるが、今回の地方支部への訪問は、社会学的アイヌ研究の可能性を探る作業の一環であり、本稿はその作業を始めるための準備の一部である。

2. 北海道アイヌ協会の運動—アイヌ新法からアイヌ政策へ

北海道のアイヌの有志は第二次大戦以前から活発に活動を展開していた。「北海道アイヌ協会」の歴史は、1930年発足の同名の団体から始まる。同協会（以下では旧アイヌ協会と略記する）は、北海道社会課（当時）の職員であった喜多章明（きたまさあき）が会長を務め、彼のリーダーシップによって結成されたのだが、十勝、日高、胆振、北見のアイヌ有力者が副会長に名を連ねていた。日本の敗戦と民主化を受けて、静内町（当時）において1946年に「北海道アイヌ協会」（以下では新アイヌ協会と略記する）が再結成された。道内にある旧アイヌ共有地の返還請願などの活動を展開したが、財政面で困難を抱え、1960年の再建総会を経て、1961年には名称を「北海道ウタリ協会」と改称した。「アイヌ」という名称が差別的な意味を込めて長く使われてきたことに配慮し、会員勧誘を容易にするための措置だった。

「アイヌ」とは元来はアイヌ語で「人間」を意味する語であって、民族的なアイデンティティに関わる意味はなかった。しかし、和人との接触における長い歴史的な経緯を経て、これは人間どうしを区別する語として機能することになる。そして、和人との差異を強調し、劣等的な意味をこめて使われるようになるや、アイヌの人々から忌避されるようになった。筆者はアイヌ有志の発行する主要な機関誌に見るアイヌの人々の「自称表現」について考察したことがある（大黒 2001）。戦前の旧協会の機関紙『蝦夷の光』（1930年創刊）でも、戦後の新協会の『北の光』でも、特定の呼称を忌避する傾向はなかった。しかし、日常的な場では必ずしもそうではなかったようで、たとえばジョン・バチラーのアイヌ伝導団の機関誌『ウタリグス』（1921年新年号）には、アイヌという言葉が同じアイヌの人々どうしても「貧乏」や「大酒飲み」の意味で使われていたという報告が載っている（大黒 2001：115-117）。

本来、アイヌ語で「ウタリ」という場合は、「仲間」「同族」などを意味している。この名称変更と協会の発展に伴い、北海道のアイヌの人々と行政の双方にとって、「ウタリ」という呼称は実質上「アイヌ」を意味する言葉と

して長く機能してきた。しかし、平成21年度（2009年度）に北海道ウタリ協会は、その呼称を「北海道アイヌ協会」（現アイヌ協会と略記する）に再度変更した¹⁾。現アイヌ協会は、2013年4月現在、支部数49、会員数2674人。年々、会員数は減少する傾向にある。最大支部は白老、次いで平取、そして札幌。日高地方で最大は、むかわ支部である。

アイヌの人々の生活向上は、戦後の協会の重要な活動目標だった。それは国と道による「ウタリ福祉対策」と呼ばれる一連の公的な支援に結実した。この施策は、1974年から7年ごとに「ウタリ生活実態調査」による評価を経て繰り返し策定され、4次にわたって行われている。21世紀に入って、これは「アイヌの人たちの生活向上に関する施策」へと受け継がれた（表1参照）。

〈表1〉（北海道 2007：2）

実 態 調 査	対 策	
	名 称	期 間
第1回 昭和47年 北海道ウタリ生活実態調査	第1次 ウタリ福祉対策	昭和49年度～昭和55年度
第2回 昭和54年 北海道ウタリ生活実態調査	第2次 ウタリ福祉対策	昭和56年度～昭和62年度
第3回 昭和61年 北海道ウタリ生活実態調査	第3次 ウタリ福祉対策	昭和63年度～平成6年度
第4回 平成5年 北海道ウタリ生活実態調査	第4次 ウタリ福祉対策	平成7年度～平成13年度
第5回 平成11年 北海道ウタリ生活実態調査	第1次 アイヌの人たちの生活向上に関する施策	平成14年度～平成20年度
第6回 平成18年 北海道アイヌ生活実態調査	※19年度の対策検討会議の結果を踏まえ20年度に策定予定	

こうしたアイヌの人々への支援は、主にアイヌ協会をつうじて様々な分野で行われてきた。個人および世帯に対して住宅資金（新築ないし増改築資金の貸付）と修学資金（高校および大学等の入学支度金と修学資金の給付ない

し貸付)の補助がある。それに加えて、事業支援もあり、農林水産業やアイヌ民芸品制作に対する補助が目立つ(アイヌ協会 2013)。過去の我々の調査(松本・大黒 1998)(松本・江川 2001)でも、また北海道の実態調査(北海道 2007)でも、さらには北海道大学の調査(北海道大学 2009)でも、住宅と修学の支援についてはアイヌの人々の間で評価が高かった²⁾。

こうした生活向上に加えて、旧アイヌ協会から新アイヌ協会、ウタリ協会、現アイヌ協会に一貫して見られるもう一つの目標は、もちろんアイヌ民族としての誇りの確立と文化の伝承である。生活向上とそうした民族復興とは密接に結び付き、多様な施策を含んでいる。「アイヌ生活館」と呼ばれる拠点施設(全道で14)と各種相談員(全道で31名の生活相談員、15名の職業相談員、4名の教育相談員)の配置は、そうした複合的な施策の中心に位置する。支部の規模によっては必ずしも完備しているわけではないが、支部の事務所ないしは相談員の詰所として、またアイヌ語や歌舞、料理、織物などの伝承活動でも、多くは生活館が活用されている。その管理運営資金は、アイヌ対策から多くが支出されている(北海道アイヌ協会 2013)。

こうしたアイヌ対策の一方で、それが「民族施策」とは見なせないのではないかという意見もアイヌの人々の間に根強くあった。これまでの対アイヌ政策は、実のところは単に北海道の地域の貧困対策ではないかという意見である³⁾。1980年代から、ウタリ対策(当時)に伴う弱者救済のイメージを乗り越えようという志向が強まり、先住民族という自己イメージが導入されることになる(大黒 2001)。さらには、そうした経緯を背景に、行政当局に対して「アイヌ新法」の制定要求へと進むことになった。1984年に北海道に陳情されたその当初の「案」は、6つの項目から成っていた。1. 基本的人権、2. 参政権、3. 教育・文化、4. 農業漁業林業商工業等、5. 民族自立化基金、6. 審議機関、以上である。「参政権」は、国会および地方議会に「民族議席」を創設することを意味し、憲法次元の問題を提起することになり、当初から実現困難とされてきた。その他、「自立化基金」以外は、部分的に実現の方向が探られてきた。特に、唯一の立法措置として「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(1997)(以下では「振興法」と略記する)が制定されたことは大きな動きである。

協会による「アイヌ新法」の制定陳情から「振興法」制定まで13年かかったのだが、この間、北海道知事の私的諮問機関「ウタリ問題懇話会」の答申に従って、道と道議会と協会が合同で国に新法制定を要望し、旭川を除く全道市町村の議会が制定要求を決議し、萱野茂氏（故人）が初のアイヌ出身の参議院議員に当選する等の動きがあった。これらの動きを背景に、内閣官房長官の私的諮問機関として1995年に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設けられ、1997年に「振興法」の制定・施行がなされ、財団法人「アイヌ文化振興・研究推進機構」（以下では「推進機構」と略記する）が結成された。「振興法」と「推進機構」は、それ以降のアイヌ文化の保存と伝承に大きな役割を果たしていくことになる。

「推進機構」は、北海道の申請に基づいて設立され、国土交通省（当時は北海道開発庁）と文部科学省（当時は文化庁）が主務省庁になっている。様々な事業を展開しているが、主なものを挙げると、アイヌ研究に対する研究および出版助成、アイヌ語の普及とアイヌ語教師および指導者の養成、アイヌの習慣および伝統（口承文学、歌舞、服飾、工芸、料理等）の保存と振興、道内および道外に居住するアイヌの人々との相互交流、海外の先住民族との交流、そして伝統的生活空間（「イオル」と呼ばれる）の再生など、多岐にわたっている。そこには、東京八重洲にある「アイヌ文化交流センター」やアイヌ語のラジオ放送など、「振興法」以前にはなかった新しい動きも含まれる（アイヌ文化振興・研究推進機構 2013）。

アイヌ協会もまた、こうした「推進機構」との共同で各国の先住民族との交流や視察研究などを行い、今回訪問した様似支部でも、海外交流に参加したり、出版助成によって著書を刊行したりした会員もいた。北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの協力もまた、そうした活動の一環である。さらに協会は「先住民族」という自己イメージを強調してきた。国連の「先住民族の権利宣言」（2007年）の文言と人権監視システム（人種差別撤廃委員会、社会権規約委員会、規約人権委員会など）の日本政府に対する意見を引用し、一層の対策を求めている⁴⁾。また、道でも「北海道外アイヌ生活実態調査」（2010年）を行うなど、アイヌ民族の復興にむけて多様な活動が展開されるようになってきている。

協会をはじめとするこれらの運動の発展は、北海道を越えて、日本という国家が先住民民族を含む多様な民族にいかなる態度をとるべきかという問題を提起しているのである。

3. 残された問題—地方支部での聴取から

「振興法」のもとで、アイヌ文化振興の施策が進んできたことは確かである。ただ、そこには、いくつかの問題も見出される。それは、地域における伝承活動に多く関わっている。たとえば、それまで「手弁当」でやっていた講師にも日当等の手当てが出されるようになった。浦河で聴取したところでは、それに伴って広範な地域でアイヌ語や伝統文化の学習・保存活動が可能になった一方で、いったん資金が出ると、それが減額されたときに活動が継続しにくくなるという問題が生じる。また、これは「振興法」制定当時から懸念されていたことであるが、当該補助の申請手続きの事務コストをめぐる格差もまた考えられる。生活館と相談員、または支部の事務能力に差があれば、補助金獲得にも差が出てくるのである。加えて、両支部関係者から聴取したところでは、ここ数年にわたって協会本部および若干の支部の会計体制に対して内外からその脆弱さを指摘されてきたこともあり、助成手続きの厳格化と助成の減額化の方向にあるとのことだった。

両支部の位置する日高地方は、全道でもアイヌ人口が多いところだと言われている。道の調査によれば、旧日高支庁（2006年当時）のアイヌ人口は全道アイヌ人口の3割を超えている（北海道 2007）。支部会員数もおよそ3割である。2005年の国勢調査では、旧日高支庁の全人口は81000人余り。同支庁内アイヌ人口（自主申告）は7530人（北海道 2007）。アイヌの人口比は、およそ9%である。もちろん、これは自主的にアイヌの家系を表明した人の数であり、これを超えるアイヌ人口が存在することは十分考えられる。

しかし、ウタリ協会がアイヌ協会に改称した2009年から2013年の4年間で、会員数が約800人減少した（北海道アイヌ協会 2009：102）（北海道アイヌ協会 2013：113）。特に、郡部の支部は会員の減少傾向に歯止めがかかっていない。ただ、少子化と高齢化によって総人口が減っていることもあり、こ

れが「アイヌ人口」が減っていることを表すとは限らない。日高や胆振の市町で協会の会員にならないアイヌの人々はかなりの数になるはずであり、町外に移住した人は移住した先でアイヌ協会に入らないかもしれない。協会の会員数は確かに減少傾向にある。しかし、これはアイヌが減ったのではなく、アイヌがアイヌとして生きにくくなったことを示すものではないだろうか。

地方支部は、それぞれに様々な問題を抱えている。筆者が過去に調査し今回も聴取を行った様似支部と浦河支部は、会員の減少に加えて主だった幹部の高齢化と引退に伴って、文化伝承活動の困難に直面している。気になったのは「伝承人口」の減少である。様似での聴取では、日高地方で伝統的な「カムイノミ（神儀礼）」をアイヌ語で行うことのできるアイヌの人はほとんどいないとのことである。支部の「イチャルパ（先祖儀礼）」は、会員の親睦とアイヌ民族としての自覚を促す重要な祭礼であるが、様似や浦河でのカムイノミは本州出身の人が執り行っている。アイヌ語の日高方言を伝承し、筆者も面識のあった女性は引退していた。

ただ、かつてはアイヌ語やアイヌ文化に消極的だった人が年齢を重ねた現在、改めてアイヌ語に関心を抱き、熱心に学習している姿もあった。また、親の引退によって、アイヌの人々のために本州から帰郷して働いている人もいた。その家族もまた、アイヌ文化に親しんでいる。非アイヌでアイヌの人と結婚した人、非アイヌで日高に居住してアイヌ語を学習している人、これらの人々も協会の活動に参加している。地域のアイヌの運動は、ある意味では多様かつ複雑である。

これらはあくまでも地方支部の一部の人から聴取したことにすぎないが、アイヌの人が地域住民として生活しながらアイヌ伝統の文化に愛着を持ち、さらには伝承をすることの困難を垣間見ることができた。それに加えて、アイヌの人々の生活向上を含む運動全般についても、いささか感想を持った。

筆者は、「振興法」制定当時、「アイヌ新法」案にあった「自立化基金」は実現されず、巨大な公共事業が企画されていることに意外な印象を持った。1980年代から1990年代にかけての制定運動について筆者は詳細を把握していないのだが、制定運動当時の理事長の一人である笹村二郎理事は、当初「自立化基金」を強く追求していたことを明かしている（笹村 1998）。どこか

で「自立化基金」の案を修正したことが考えられる。「振興法」に先立つ1996年には、前述の「有識者懇談会」から、アイヌ文化の総合的な伝承を図るため「イオル（伝統的生活空間）の再生」が提言されていた。北海道は、それを受けて、「イオル再生」に関する基本構想を国に提出した。ここでのキーワードは「伝統的生活空間」である。「空間」の候補地は、札幌、平取、白老、新ひだかの4つに絞られている。先行実施地区として、白老町と平取町で事業が推進されている。

様似と浦河では、「イオル」事業に対する肯定的な意見は聞かれなかった。むしろ、様似では年配の支部会員複数から、「自立化基金」の話が出された。教育資金や住宅資金の補助はありがたいが、それは一時的なものである。就業が困難ならば、若い人は地域を離れてしまう。自らの父祖の土地において産業振興をアイヌの人が担うには、もっと根本的な施策が必要であるという意見である。それは、先住民族と移住者との土地をめぐる複雑な経緯を背景にした意見でもある。その一方で、もっと新しいアイヌ文化が創造されるべきだという意見も聞かれた。もはや大昔のコタンには帰れないのだから、現代日本の文化との収斂こそが必要であるとのことだった。21世紀に存続するアイヌ文化とは何かという問題は、アイヌ民族の将来を決定する重要な問題である。

4. 結び

アイヌ協会の2013年度事業計画には「4つの柱」と「10の項目」とが挙げられている。「4つの柱」とは、①公益法人制度移行に伴う組織強化、②「有識者懇談会」報告書と「国連宣言」に基づく新しい「アイヌ政策」（立法措置）の実現、③「アイヌ文化振興法」の積極かつ適切な活用と啓発活動、④「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の見直し、以上である。「10の項目」とは、①組織強化対策の推進、②青年・女性対策の推進、③広報・啓発活動の推進、④先住民族の理解の推進、⑤民族文化対策の推進、⑥生活・教育対策の推進、⑦農林漁業対策の推進、⑧中小企業対策の推進、⑨職業安定対策の推進、⑩住宅対策の推進、以上である（北海道アイヌ協会

2013：76)。

特筆すべきは、2014年以降、かなり大きな改編が予定されていることである。「社団法人」から「公益法人」になり、それにともなって、これまでの「本部／支部」という体制が見直される予定である。これによって、現在の支部の活動がどのような影響を受けるのか注視する必要があるだろう。これまでも各支部はかなり独自の活動をしてきた経緯がある。地域において多様な団体がアイヌ協会に参加する道を開くことにつながるという意見もある⁵⁾。

アイヌ民族運動を論じるとき、アイヌ協会の組織と活動を抜きに語ることはできない。しかし、アイヌ協会は本部だけではない。むしろ地方支部こそ、日常的な活動が展開される「現場」である。筆者は、そうした「現場」の日常を分析することこそが、社会学の使命だと考える。

筆者が参加した協会地方支部の調査(松本・大黒 1998)(松本・江川 2001)は、生活向上施策に対するアイヌの人々の態度を扱っていた。それは、(小内 2009：2)で論評されているように、アイヌの人々の住民としての「満足度」の測定に重点があった。しかし、それは同時に、アイヌ人々の地域社会に対する「統合」の側面も問題にしていた。統合は「同化」と同じではない。我々は、地域社会における高度な統合と連帯とをアイヌの人々の態度に看取した。少なくともあの時期(1990年代後半)における日高・胆振の一部(様似、浦河、白老、門別、伊達)では、協会の地域社会に対する愛着は強かった。アイヌだから地域を愛するのか、地域を愛するからアイヌとして自らを表明できるのか。アイヌだから満足度が高いのか、満足度が高いからアイヌとして活動できるのか。因果的序列はともかくとして、アイヌであることとその地域の住民であることは、切り離して考えるべきではなからう。実は、それこそが「先住民族」の特徴なのではないだろうか。もちろん、これは筆者の直観にすぎず、検証が必要である。

アイヌ民族の研究は「少数民族研究と地域社会研究が出会う場所」(大黒 2001：128)であると筆者は考えてきた。それに加えて、社会運動論の重要なフィールドでもある。かつての「アイヌ新法」運動時代、理事長(当時)のリーダーシップと社会および組織の環境とがある種の相乗効果を生み出した。様似では、故野村義一氏を懐かしむ声が複数聞かれた。これは「アイヌ

新法」運動の「盛り上がり」に対する年配者の懐古とも考えられるが、筆者はリーダーシップと連帯とを結びつける何らかのシンボルが必要ではないかという漠然とした感想を持った。かつて、野村氏はシャクシャインと自分自身とを結び付けた演説をした（松本・大黒・中野 1998：121-122）。運動にはシンボルが必要である。野村氏は、それをよく知っていたのかもしれない。

最近のアイヌ政策では「民族共生」がキーワードになっているが、そこで言う「民族」の「共生」とはいかなる事柄なのだろうか。「民族」という語には、「Nation」ではなく、むしろ「Ethnicity」が意味として想定されているように思われる。独立国家の国民の地位を受け入れながら、異なった文化伝統を受け継ぐという意味が「民族」という言葉に込められていると考えても大過ないだろう。しかし、アイヌの人々の歴史を多少なりとも踏まえるなら、「共生」という語はたいへん重い意味を持っているように筆者には思われる。それは、地域社会で現実に生活しているアイヌの人々が決定することなのである。

それにつけても、先住民族の権利とは何だろうか。先住民族の権利をめぐる議論は、ともすると土地や資源の権利をめぐる闘争に還元されがちである。しかし、民族問題一般においてそうであるように、それはまずもって「その民族らしく生きる権利」ではないだろうか。アイヌがアイヌらしく生きることのできる社会、どんなことが「アイヌらしい」のかを当のアイヌの人々が決められるような社会、そうした社会の構想が必要ではないかと思う。考えてみれば、「民族」は個別の人格ではない。例えば、浦河町のA氏、様似町のB氏、札幌市のC氏、道外に住むD氏という個人が「アイヌらしく幸福になる」ことこそ、本当の意味で「先住民族の権利」を実現した姿なのではないだろうか。

筆者は以前、こう書いたことがある。「大きな社会の動きだけをみていたのでは、アイヌの人々の実態を十分に知ることはできない。われわれは、具体的な地域社会におけるアイヌの人々の日常的なリアリティに迫りたいと思う」（大黒 2001：107）。そうしたリアリティに筆者自身の研究が十分に迫ってきたとは言えない。しかし、社会学は、日常性を重視する学問である。

アイヌ研究において、社会学もまた、為すべきことは少なくない⁶⁾。

〈注〉

- 1) 第二次大戦後の「アイヌカウタリか」という協会の呼称を巡る問題に決着がついたものと考えられるが、その名称「再変更」の経緯は必ずしも明瞭ではない。協会本部の関係者や様似および浦河の代表者にも訊いてみたところ、理事長が急に言い出したとのことであった。議案書にもまったく載っていない。
- 2) 2013年（平成25年）にも実態調査が行われる予定であるが、その報告書はまだ出ていないようである。
- 3) 今回の様似での聴取でも、これまでのウタリ対策は「アイヌ対策ではないんだわ、シャモ対策なんだわ」（元支部理事の男性協会員）、「実質は北海道の貧乏人対策ですね」（様似町関係者）などの声が聞かれた。
- 4) 日本国内においても、「振興法」の制定時（1997年）には衆参両院における「付帯決議」で「先住性」が肯定され、さらに2008年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で可決している。
- 5) この件について札幌の本部で聴取に応じたくださった元理事は非アイヌであるが、その長い事務局の仕事を通じてアイヌをめぐる近代史と世界各国の先住民政策について広い知識を持っている。本稿では触れる余裕がないが、明治期のアイヌ（旧土人）法制の新たな資料の発掘や、アイヌ人骨問題などでたいへん興味深い話を聴取できた。
- 6) アイヌの人々は現実に生活し、その生活は変化している。『アイヌ研究の現在と未来』でも、「当事者性」という問題が指摘され、アイヌの人々を支援し紹介する側も「アイヌは狩猟採集民族である」というステロタイプにとらわれていた事例が報告されている（北海道大学 2010：60）。最近の研究でアイヌの人々の日常的な意識に迫ったものとしては、（小内 2009）がある。

〈参考文献〉

- （公益財団法人）アイヌ文化振興・研究推進機構，2013，「財団について」，（2013年1月8日取得，<http://www.frpac.or.jp/about/index.html>）。
- 北海道アイヌ協会，2009，『平成21年度 総会・代議員会 議案書』。
- 北海道アイヌ協会，2013，『平成25年度 総会・代議員会 議案書』。
- 大黒正伸，1998，「ウタリ社会と文化的記憶の葛藤—伊達市の社会調査」，松本和良・大黒正伸編，1998，『ウタリ社会と福祉コミュニティ—現代アイヌ民族をめぐる諸問題』学文社，162-199。
- 大黒正伸，2001，「エスニシティとしてのアイヌ民族」，松本和良・江川直子（編）

『アイヌ民族とエスニシティの社会学』学文社, 106-131。

小内透編, 2008, 『現代アイヌの生活と意識 2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告』。

小内透編, 2009, 『現代アイヌの生活の歩みと意識の変容 2009年北海道アイヌ民族生活実態調査報告』。

笹村二郎, 1998, 「民族文化再興に大きな一歩」『十勝毎日新聞』, 8月2日付。

北海道環境生活部, 2007, 『平成18年 北海道アイヌ生活実態調査報告書』。

北海道大学アイヌ・先住民研究センター編, 2010, 『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会。

松本和良・江川直子編, 『アイヌ民族とエスニシティの社会学』学文社。

松本和良・大黒正伸・中野克之, 1998, 「ウタリ社会の統合と宗教的行為一様似町の社会調査」, 松本和良・大黒正伸編, 1998, 『ウタリ社会と福祉コミュニティ—現代アイヌ民族をめぐる諸問題』学文社, 89-133。

松本和良・大黒正伸編, 1998, 『ウタリ社会と福祉コミュニティ—現代アイヌ民族をめぐる諸問題』学文社。